

議員発議第13号

令和6年5月10日

河合町議会議長 疋田俊文 殿

提出者 河合町議会議員 常盤 繁 範

賛成者 河合町議会議員 長谷川 伸 一

賛成者 河合町議会議員 坂 本 博 道

河合町議会議長の辞職勧告決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

## 河合町議会議長の辞職勧告決議

本議会は、河合町議会議長 疋田俊文 君に対して辞職勧告する。

以上、決議する。

令和6年5月10日

奈良県北葛城郡河合町議会

理由)

「河合町議会基本条例」第5条第1項には、議長は議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たさなければならない。また、第2項には、議長は、中立かつ公平な立場で職務を行い、民主的で効率的な議会運営を行わなければならないとあります。

去る4月18日全議員懇談会にて5月臨時議会開催理由の中に、正副議長選挙を実施する旨の連絡がありました。にもかかわらず、この5月臨時議会開催中に議長を辞職し、議長選挙を行わないことは、全議員が決めた約束事を一方的に反故するものであり、ひいては議員間の信頼関係を著しく損なうものになり、大変遺憾に思っています。

以上、議長辞職勧告の理由を述べました。

議員各位におかれましては、ご理解をいただきまして、ご採択くださいますよう、お願い申し上げます。